西東京市障害者基本計画
（平成 31 年度改定）
【骨子案】

平成 30 年８月

西東京市

※表紙裏紙

目　　次

第１章 計画の改定にあたって 1

1　計画改定の趣旨 1
2　障害者基本計画の位置づけ 1
3　計画の期間 2
4　計画改定の流れ 3
5　障害児者の福祉に関する制度・動向 4
6　各種政策等の動向 6
（１）西東京市「健康」応援都市の実現 6
（２）国「第４次障害者基本計画」の策定 6
（３）東京都「東京都障害者・障害児施策推進計画」の策定 7
（４）国「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現 7
（５）精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 8
（６）東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会の開催 8

第２章 前半５年間の計画の策定・進捗状況と改定の考え方 9

1　計画の全体像と計画の体系 9
2　基本理念と基本方針の設定 9
3　前半５年間の計画の進捗と課題（重点推進項目の振り返り） 11
（１）「重点推進項目１」の進捗状況と課題 11
（２）「重点推進項目２」の進捗状況と課題 12
（３）「重点推進項目３」の進捗状況と課題 14
（４）「重点推進項目４」の進捗状況と課題 15
（５）「重点推進項目５」の進捗状況と課題 17

第３章 後半５年間の計画の骨子と重点推進項目 18

1　後半５年間の計画の全体像 18
2　後半５年間の計画の基本理念と基本方針 19
3　後半５年間の計画の重点推進項目 20

第４章 施策の展開 25

第５章 障害者基本計画の着実な推進に向けて 26

第６章 障害福祉に関するデータ・調査結果等 27

1　障害者数等 27
2　市内の障害者関連施設等 27
3　アンケート調査結果 27
4　ヒアリング調査結果 27

第７章 資料編 28

1　用語集 28
2　西東京市地域自立支援協議会　計画改定作業部会等開催経過 28
3　西東京市地域自立支援協議会計画改定作業部会　委員名簿 28
4　西東京市地域自立支援協議会（第５期）　委員名簿 28

※目次裏紙

第１章　計画の改定にあたって

１　計画改定の趣旨

本市では、平成 26 年３月に、障害者基本法第 11 条第３項における「市町村障害者計画」に位置づけられる計画として、平成 26 年度から平成 35 年度までを計画期間とする「西東京市障害者基本計画」を策定しました。同計画は中間年である平成 30 年度に、計画の見直し（改定）を行うことを計画策定当初より予定していました。

この度、平成 30 年度に同計画の中間年を迎えたことから、当初予定していた通り、近年の障害者福祉に関する動向も踏まえ、計画の一部改定を行い、後半５年間の「西東京市障害者基本計画」を策定しました。

【障害者基本法　第 11 条第３項】

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

２　障害者基本計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条に基づく計画で、障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画です。また、障害者総合支援法に基づいて策定している「第５期西東京市障害福祉計画・第 1 期西東京市障害児福祉計画」（平成 30 年度～平成 32 年度）とは、調和を保って作成しています。なお、平成 32 年度には、障害者総合支援法に基づいて、平成 33 年度から平成 35 年度までを計画期間とする「第６期西東京市障害福祉計画・第２期西東京市障害児福祉計画」を策定しますが、その際にも、本計画の基本的な考え方等を踏まえて改定を行う予定です。

また、本計画は、「西東京市総合計画」をはじめ、「西東京市地域福祉計画」「西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「健康づくり推進プラン」、「子育ち・子育てワイワイプラン」などの関連計画とも連携を図りながら、施策・事業を進めていきます。

◆ 障害者基本計画の位置づけ ◆

3　計画の期間

後半５年間の計画期間は、平成 31 年度から平成 35 年度までです。

◆ 障害者基本計画の計画期間 ◆

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度

障害者基本計画

（前期）	（後期）

中間年の見直し

障害福祉計画

（第３期）H24～	（第４期）	（第５期）	（第６期）

障害児福祉計画

		（第１期）	（第２期）

４　計画改定の流れ

計画の改定にあたっては、「西東京市地域自立支援協議会　計画改定作業部会」及び庁内会議等で検討を進めるとともに、「西東京市地域自立支援協議会」から専門的見地に基づくご意見をいただきました。

また、平成 29 年度から平成 30 年度にかけ、障害者（当事者）等へのアンケート調査（質問紙による調査）、障害者団体等へのヒアリング調査（聴き取りによる調査）、パブリックコメント等を実施し、当事者や支援者等を含む市民の意見を聴取し、計画に反映しました。

◆ 計画改定の流れ･検討経過 ◆

５　障害児者の福祉に関する制度・動向

近年の障害者の福祉をめぐる主な制度等の変遷は次のとおりです

●「難病の患者に対する医療等に関する法律」の成立･施行●

難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずる。

（平成 27 年 1 月施行）

●「障害者差別解消法」の成立･施行 ●

「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として成立した。

障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮（障害者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、個々の障害者に対して、社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合において、個別の状況に応じて講じられるべき措置）に関する環境整備の努力義務等が規定された。

（一部の附則を除き平成 28 年４月施行）

●「障害者雇用促進法」の一部改正 ●

障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずることを事業主に義務づけるなど、雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され合理的配慮の提供が義務となる。（平成 28 年４月施行）

また、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える。（平成 30 年４月施行）

●「発達障害者支援法」の一部改正 ●

発達障害者が日常生活を送る上での社会的障壁を取り除くため、発達障害がある子供が他の子供と一緒に教育を受けられるように配慮することや、国や都道府県が就労機会の確保、職場への定着の支援を行うこと、都道府県や政令指定都市に関係機関による協議会を設置すること等が規定された。

（平成 28 年８月施行）

●「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部改正 ●

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図る。障害児支援については、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村に障害児福祉計画の策定を義務づける。

（平成 30 年４月施行）

※余白スペースには、ページの内容に関連するコラムや挿絵等を挿入します。
（第 5 回計画改定作業部会以降に反映予定）

６　各種政策等の動向

（１）西東京市「健康」応援都市の実現

平成 28 年３月、西東京市では「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国の長期ビジョンや総合戦略を勘案し、西東京市の実情に応じた５か年の施策の方向を示す「西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

この中で、基軸戦略として「『健康』応援都市の実現」を掲げています。これは、保健医療・社会経済・居住環境などの様々な分野においても、市民の健康、まち全体の健康を推進するものです。市民一人ひとりのこころやからだの健康だけでなく、社会や経済、居住や教育といった生活環境も含めた、まち全体の「健康」を達成するための、「健康」応援都市の実現を目指していきます。

（２）国「第４次障害者基本計画」の策定

国の「第４次障害者基本計画」では、「基本理念」、「施策の基本的方向」として、以下の考え方が示されています。

◆国「第4次障害者基本計画」の「基本理念」、「施策の基本的方向」◆

基本理念	✓ 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会参加を制約している社会的な障壁を除去する。
施策の基本的方向	１．2020 東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進 ➢ 社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ(※)向上の視点を取り入れていく ➢ アクセシビリティに配慮した ICT 等の新技術を積極的に導入 ２．障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保 ➢ 障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援 ３．障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進 ➢ 障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード･ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進 ４．着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

（※）施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

（３）東京都「東京都障害者・障害児施策推進計画」の策定

東京都の「東京都障害者・障害児施策推進計画」では、「障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会」を目指す社会として掲げており、以下の「基本理念」、「施策目標」が示されています。

◆ 東京都「東京都障害者・障害児施策推進計画」の「基本理念」「施策目標」 ◆

基本理念	Ⅰ．全ての都民が共に暮らす共生社会の実現 ➢ 障害があっても、適切な支援があれば街なかで育ち、学び、働き、楽しみ、暮らすことができることを都民が理解し、障害のある人とない人が学校、職場、地域の中で共に交流し、支え合う共生社会の実現を目指します。 Ⅱ．障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現 ➢ 障害の種別にかかわらず、また、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。 Ⅲ．障害者がいきいきと働ける社会の実現 ➢ 障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図れるよう、働く機会を拡大するとともに適切な支援を提供することにより、障害者が能力や適性に応じて、仕事に就き、働き続けられる社会の実現を目指します。
施策目標	Ⅰ．共生社会実現に向けた取組の推進 Ⅱ．地域における自立生活を支える仕組みづくり Ⅲ．社会で生きる力を高める支援の充実 Ⅳ．いきいきと働ける社会の実現 Ⅴ．サービスを担う人材の養成・確保

（４）国「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現

現状の公的福祉サービスは、「高齢者」「障害者」「子ども」といった対象者ごとに提供・運用されている状況にあり、サービスのニーズの多様化や複雑化への対応や、サービスに関する人材確保等が今後、大きな課題となることが想定されます。

これらの課題に対応していくため、国では平成 28 年に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、これまでの「支え手側」と「受け手側」に分かれた考え方を転換し、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合い、公的な福祉サービスと協働して助け合っていく「地域共生社会」を目指す姿として示しています。

「地域共生社会」の実現のためには、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民に「我が事」として主体的に取り組んでいただく仕組みづくりや、公的な福祉サービスへのつなぎ等、「丸ごと」の総合相談支援体制の整備等が必要です。本計画においても、こうした考え方を踏まえて計画の改定を行います。

（５）精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国が平成 29 年２月にとりまとめた、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書」では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが挙げられています。また、国は、措置入院患者等に対する退院後の医療等の支援を継続的に行う仕組みの整備を盛り込んだ精神保健福祉法の改正を検討しています。

西東京市では、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関し、「第５期西東京市障害福祉計画・第１期西東京市障害児福祉計画」において、以下の成果目標を設定しています。

◆ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する成果目標 ◆

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	✓ 保健、医療（病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者）、福祉関係者による協議の場の設置を、近隣自治体との連携・調整も含め、検討します。
在院期間 1 年以上の長期在院者の減少	✓ 平成 29 年度の入院患者数から 45 人の減少

（６）東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

本計画の計画期間中には、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。障害の有無にかかわらず、世界中からあらゆる人が集う大会は、共生社会の実現に向けて社会の在り方を大きく変える絶好の機会となりえます。

国の「第４次障害者基本計画」では、大会開催を通じて、横断的な視点である「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」（社会的障壁の除去）に向けた各種の取組をより強力に推進していくとしています。更に、関連する具体的施策として、「公共交通機関のバリアフリー化を始めとする移動しやすい環境の整備」や、障害者に配慮したまちづくり等の取組を幅広く推進していくこととしています。

東京都では、オリンピック・パラリンピック教育に関連する事業として、「障害者スポーツの体験」や「特別支援学校の児童・生徒と公立小・中・高校生との交流」といった取組が展開されます。

西東京市においても、これらの国や都による取組とも連携の上、大会を契機とし、障害や障害者に対する理解の推進や障害者スポーツの振興等を図っていきます。

第２章　前半５年間の計画の策定・進捗状況と改定の考え方

１　計画の全体像と計画の体系

「西東京市障害者基本計画」は、「基本理念」および３つの「基本方針」に紐づける形で、「施策の方向性」及び、市が展開・推進していく個別・具体の各施策を定めています。

また、アンケート調査やヒアリング調査の結果、「西東京市地域自立支援協議会　計画策定部会」での検討等より、本市が特に重点的に関連施策を推進していく「10 年間の重点推進項目」として、５項目を設定しました。

後半５年間の計画の策定においては、上記、「基本理念」、「基本方針」、「施策の方向性」及び各施策、「10 年間の重点推進項目」を検証し、見直しを検討したうえで策定します。

２　基本理念と基本方針の設定

「西東京市障害者基本計画」の策定にあたっては、平成 26 年度に開催した「西東京市地域自立支援協議会　計画策定部会」での検討等を踏まえ、以下の「基本理念」を設定しました。また、「基本理念」を施策・取組として実現・具体化するために、３つの「基本方針」を定めました。

「基本理念」、「基本方針」は、計画年の 10 年間（平成 26 年度～平成 35 年度）にわたり、本市が目指していく基本的な方向性を示すものです。基本的には、後半５年間の計画においても継続して掲げていくものとしますが、近年の障害者福祉に関する動向や、西東京市の政策を踏まえ、一部見直すこととします。

◆ 計画の全体像と計画の体系 ◆

10年間の重点推進項目

1　障害のある子どもへの支援を充実します
2　障害や障害のある人への理解を推進します
3　相談支援体制を充実します
4　障害のある人の社会参加を支援します
5　地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します

前半５年間の
進捗等を踏まえ
一部変更・見直し

基本理念

障害のある人が、その生涯にわたって、個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。

後半５年間も
継続・踏襲

基本方針

【基本方針１　】
✓ ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。

【 基本方針２】
✓ 主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます。

【基本方針３】
✓ 地域で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

前半５年間の
進捗等を踏まえ
一部変更・見直し

施策の方向性

（１）相談支援・ネットワーク
✓ より相談しやすい窓口の整備と相談機関相互のネットワーク化を進めます。

（２）生活支援
✓ ライフステージごとに、必要な支援を受けられる体制を整備します。

（３）教育・育成
✓ 必要な時期に必要な療育を受けられるよう早期発見・早期療育体制を整備します。

（１）雇用・就業
✓ 障害の特性に合わせた雇用の場の開拓や、障害者施設等への優先調達等を進めます。

（２）余暇活動・生涯学習活動
✓ 障害のある人もない人も共に楽しむ様々な余暇活動等の機会を拡大します。

（１）広報・啓発
✓ 障害や障害のある人への理解を深めるための取組を進めます。

（２）生活環境
✓ バリアフリー環境の整備を進めるとともにグループホーム等の整備を進めます。

（３）保健・医療
✓ 障害のある人のニーズを踏まえ、保健・医療分野と福祉の連携を進めます。

（４）情報・コミュニケーション
✓ 必要な情報が確実に当事者に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を進めます。

前半５年間の
進捗等を踏まえ
一部変更・見直し

３　前半５年間の計画の進捗と課題（重点推進項目の振り返り）

前半５年間の計画の進捗状況及び、この５年間で把握された課題等について、「重点推進項目」ごとに示しています。

（１）「重点推進項目１」の進捗状況と課題

【前半５年間の計画で掲げた重点推進項目】

障害のある子どもへの支援を充実します

これまで本市では、障害のある子どもに対する支援として、障害を早期に発見し、早い段階で療育を受けることができる「早期発見・早期療育」の体制の充実や、障害のある子どもが成長過程を通じて切れ目なく支援を受けられる体制の整備に取り組んできました。

早期発見・早期療育体制の充実に向けては、幼稚園・保育園等への訪問による巡回相談や職員向けの公開講座の実施といった取組を進めてきました。また、障害のある子どもを持つ保護者への支援として、ペアレントトレーニングの講座の開催による子どもとの関わり方の講習や、保護者の悩みを軽減させるための取組としてペア・ピアカウンセリング等を実施しました。

一方、アンケート調査やヒアリング調査結果からは、障害のある子どもやその保護者、家族にとって、「安心して相談できる相談窓口を確保すること」、「各種支援制度や障害福祉サービス等、必要な情報が十分に得られていないこと」、「障害児の『居場所』や余暇を過ごす場所が不足していること」といった課題が残されている状況が窺えます。

【ポイント】

- ✓ 早期発見・早期療育体制の充実
  - ✧ 全数対象の乳幼児健康診査を有効に生かしつつ、その後の療育に結び付けていく体制の整備を進めた。
- ✓ 障害のある子どもを持つ保護者への支援
  - ✧ 「ペア・ピアカウンセリング」等の取組の他、就学相談や教育相談において、障害児教育の専門家や臨床心理士等による支援を行った。
- ✓ 教育・相談事業の推進
  - ✧ 「こどもの発達センター・ひいらぎ」での相談対応、幼稚園・保育園等への訪問による相談対応等を実施した。
- ✓ 障害児の放課後等の居場所の充実
  - ✧ 放課後等デイサービスの事業所数は大きく増加。今後は質の向上等が課題。

（２）「重点推進項目２」の進捗状況と課題

【前半５年間の計画で掲げた重点推進項目】

障害や障害のある人への理解を推進します

「障害者週間」に関連したイベントや、障害に関する各種の講演会等の開催により、障害の有無に関わらず市民が参加できるような交流の場を積極的に提供してきました。また、障害のある人への配慮や支援を行う「障害者サポーター」制度を創設し、サポーターを認定することや、市報等を通じた継続的な広報・啓発活動を行ってきました。

平成 29 年度に実施したアンケート調査の結果では、障害や障害者に対する理解について、「進んできている」「まあ進んできている」と回答した人は、身体障害者で 10.7%（前回 6.4%）、知的障害者で 22.9%（前回 18.7%）、精神障害者で 32.6%（前回 20.8%）、難病患者で 12.5%（前回 11.4%）と、各調査とも、横ばいからやや増加している状況にあります。一方、職場や学校での生活や、日常生活のさまざま場面で、周囲の人の理解が足りないと感じることがあるとの意見もみられます。

＜アンケート調査の結果：障害や障害者への理解が進んできていると思うか＞

【ポイント】

✓ 広報・啓発活動の継続的な実施

✧ 市報や各種イベントを通じて取り組む。

✓ 障害者総合支援センターと地域の交流促進

✧ 市民まつりにブース出店を行い、ヘルプカード、ヘルプマーク、障害者差別解消法に関する普及啓発を行った。

✧ 障害者週間に、アスタセンターコートを利用した事業所・団体の紹介、製作品の販売を行ったほか、講演会を実施した。

✧ 「障害者総合支援センター・フレンドリー」において、フレンドリー祭りを開催し、各事業所、一般利用団体、地域住民との交流を図った。

✓ 障害のある人をサポートする仕組みの検討

✧ 平成 27 年度より障害者サポーター養成講座を実施し、「ヘルプカード」「サポートバンダナ」の普及啓発を行った。

※余白スペースには、ページの内容に関連するコラムや挿絵等を挿入します。
（第 5 回計画改定作業部会以降に反映予定）

（３）「重点推進項目３」の進捗状況と課題

【前半５年間の計画で掲げた重点推進項目】

相談支援体制を充実します

西東京市では、「基幹相談支援センター」（障害福祉課内に設置）及び、「相談支援センター・えぽっく」を中核的な役割を担うワンストップ型の相談窓口として位置付け、地域活動支援センターである「保谷障害者福祉センター」、「地域活動支援センター・ハーモニー」等の機関と連携し、相談支援体制を構築してきました。平成 28 年 10 月には「地域活動支援センター・ブルーム」を開設し、体制の拡充を図りました。

各相談機関においては、相互に連携した上で個別の事例に対応していくことが重要であるとの認識の下、関係する相談機関が参加してのケース会議の開催等による情報の共有を図りました。また、特に子どもや学齢期の児童への対応の充実のため、庁内関係課での検討委員会の開催や、各学校での「教育支援システム」の活用による情報引き継ぎを行うなど、切れ目のない相談支援体制の構築に努めてきました。

アンケート調査やヒアリング調査結果から、市の相談支援体制について望むこととして、各機関や窓口における対応力や課題解決力の向上が挙げられています。また、アンケート調査結果から、家族や親せき以外に「相談できるところがない」と回答している人が、身体障害者と難病患者で２割以上、知的障害者と精神障害者でも 15～16％いる状況にあります。

【ポイント】

- ✓ 相談機関相互の連携の推進
  - ✧ 切れ目のない相談支援体制を構築することを目的に、庁内関係課による検討委員会を開催し、子ども相談業務において、情報共有の必要性と連携の円滑化について検討した。
  - ✧ 「基幹相談支援センター」と「相談支援センター・えぽっく」において、定例的なケース会議を行い、連携強化を図った。
  - ✧ 相談支援部会において、事例検討や相談支援マニュアルの作成について検討し、相談支援機関との連携強化に努めた。

（４）「重点推進項目４」の進捗状況と課題

【前半５年間の計画で掲げた重点推進項目】

障害のある人の社会参加を支援します

平成 29 年度時点での障害者の就労状況（収入を伴う仕事をしている人の割合）は、身体障害者で 21.3%（前回 28.4%）、知的障害者で 75.0%（前回 77.7%）、精神障害者で 31.4%（前回 52.2%）、難病患者で 30.8%、施設入所者で 13.2%（前回 18.4%）、相談支援機関利用者で 57.1%でした。

＜アンケート調査の結果:収入を伴う仕事をしているか＞

日中活動の場の確保に関しては、活動の「選択肢」を増やすこととともに、その質的な充実も重要です。障害者に対する「選択肢」の一つとして、知的障害者の利用を中心とする「地域活動支援センター・ブルーム」が平成 28 年度に設置されました。

アンケート調査結果より、障害者の日中活動に関する意向は、「現在行っている活動」では、「買い物」「旅行」が各調査で高くなっています。「趣味などのサークル活動」は、身体障害者、知的障害者、児童で２割前後、「スポーツやレクリエーション」は児童、相談支援機関利用者で５割を超えています。

「今後、行いたい活動」も、「現在行っている活動」と同様の傾向がみられます。

＜アンケート調査の結果：直近1年間に行った活動（複数回答）＞

（%）

	n=	買い物	選挙の投票	旅行	趣味などのサークル活動	スポーツやレクリエーション	講座や講演会などへの参加
身体障害者	456	69.1	53.5	33.8	21.5	19.5	9.0
知的障害者	96	69.8	44.8	55.2	18.8	41.7	2.1
精神障害者	86	66.3	45.3	27.9	9.3	29.1	7.0
難病	104	65.4	59.6	34.6	13.5	21.2	12.5
施設入所者	53	81.1	15.1	58.5	7.5	45.3	1.9
児童	149	74.5	-	67.8	17.4	57.7	2.0
相談支援機関利用者	52	78.8	38.5	46.2	11.5	51.9	11.5

	地域の行事やお祭り	ボランティア活動	障害者団体の活動	その他	特に何もしてない	無回答
身体障害者	7.0	4.6	3.5	2.2	14.9	4.4
知的障害者	10.4	4.2	18.8	1.0	9.4	2.1
精神障害者	9.3	7.0	5.8	3.5	10.5	9.3
難病	6.7	6.7	1.0	1.9	10.6	2.9
施設入所者	35.8	3.8	5.7	3.8	3.8	5.7
児童	49.7	0.7	10.1	2.0	10.1	0.7
相談支援機関利用者	28.8	7.7	30.8	7.7	7.7	1.9

＜アンケート調査の結果：今後、行いたい活動（複数回答）＞

（%）

	n=	スポーツやレクリエーション	旅行	買い物	ボランティア活動	障害者団体の活動	趣味などのサークル活動
身体障害者	456	19.7	49.6	44.1	6.8	6.1	27.0
知的障害者	96	40.6	60.4	57.3	4.2	19.8	26.0
精神障害者	86	25.6	33.7	44.2	10.5	11.6	22.1
難病	104	28.8	58.7	45.2	7.7	1.0	22.1
施設入所者	53	39.6	64.2	71.7	5.7	1.9	13.2
児童	149	79.2	63.8	57.7	13.4	14.8	56.4
相談支援機関利用者	52	55.8	65.4	53.8	7.7	23.1	42.3

	講座や講演会などへの参加	地域の行事やお祭り	選挙の投票	その他	特に活動したくない	無回答
身体障害者	16.9	11.2	29.4	3.5	15.1	10.1
知的障害者	4.2	20.8	24.0	1.0	10.4	10.4
精神障害者	15.1	17.4	27.9	10.5	14.0	8.1
難病	17.3	8.7	35.6	4.8	13.5	5.8
施設入所者	0.0	24.5	7.5	5.7	3.8	9.4
児童	12.8	56.4	-	4.0	3.4	5.4
相談支援機関利用者	11.5	32.7	26.9	5.8	7.7	5.8

【ポイント】

✓ 知的障害者を主に対象とする地域活動支援センターの設置

✧ 「地域活動支援センター・ブルーム」を開設（平成 28 年度）。

✓ 就労援助事業の実施

✧ 障害者就労支援センター「一歩」にコーディネーターを配置し、必要な支援を行った。

✧ 障害者就労支援セミナーを開催し、関係機関とのネットワーク構築に努めた。

（５）「重点推進項目５」の進捗状況と課題

【前半５年間の計画で掲げた重点推進項目】

地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるためのまちづくりとして、これまで、ハード面では、建造物、道路等のバリアフリー化を進めてきたほか、防災・防犯対策を推進してきました。災害対策においては、避難行動要支援者個別計画の作成を進め、障害特性等に配慮した災害対策に取り組んできました。また、地域における居住の場として、民間法人によるグループホーム等設置の誘致に取り組んだことで、グループホームの数は増加傾向にあります（平成 30 年時点、市内に 37 ユニット）。

ソフト面では、「障害者虐待防止センター」での対応や、イベント等での啓発活動による虐待の防止、権利擁護制度や成年後見制度の活用支援に取り組んできました。

一方で、アンケート調査やヒアリング調査結果から、障害者が地域で安心して暮らしていくために必要なことや、不安に感じていることとして、様々な課題が挙げられており、今後、対応を検討していく必要があります。

【ポイント】

- ✓ 障害者虐待防止センター機能の充実
  - ✧ 障害者虐待防止センターの窓口を設置し、虐待の通報・届出に対する迅速・適切な対応や、虐待の未然の防止に努めた。
  - ✧ 虐待防止に関するイベントを実施し、市民まつりにおいて啓発活動を行った。
- ✓ 権利擁護センター・あんしん西東京との連携
  - ✧ 権利擁護センターでは、申立ての手続支援を行うなどとともに、講演会の開催や、広報誌の発行などを通じて、権利擁護制度の普及啓発に努めた。
- ✓ グループホーム等の整備
  - ✧ 社会福祉法人等による設置に協力、事業者の誘致等を行った。
- ✓ 災害時要援護者避難支援プランの作成
  - ✧ 避難行動要支援者を対象とし、避難行動要支援者個別計画の作成を進めた。
  - ✧ 防災知識の普及啓発のために、多くの市民を対象に防災講話を実施した。
- ✓ その他、障害者が地域で安心して暮らしていくために必要なこと
  - ✧ 地域で暮らしていくには、地域の理解が何よりも重要。
  - ✧ 障害者の視点を意識した防災や災害対策の充実。
  - ✧ 障害のある人が 65 歳を迎える際に、障害福祉サービスから介護保険サービスへとスムーズに移行する体制の構築。

第３章　後半５年間の計画の骨子と重点推進項目

１　後半５年間の計画の全体像

後半５年間の「西東京市障害者基本計画」は、前半５年間の計画と同様に、「基本理念」および３つの「基本方針」に紐づける形で、「施策の方向性」及び、市が展開・推進していく個別・具体の各施策を定めました。各施策は、計画改定作業部会での検討や、担当課による取組状況等を踏まえ、一部を見直しました。

また、「10 年間の重点推進項目」として掲げた５項目は、進捗状況や計画改定作業部会での検討を踏まえ、一部を見直し、次ページ以降に掲げる５項目を新たに設定しました。

◆ 後半5年間の計画の全体像 ◆

一部見直し

５年間の重点推進項目

1　障害のある子どもや家族への支援を充実します
2　障害や障害のある人を理解し、共に支え合う地域を目指します
3　相談支援体制を充実します
4　障害のある人の社会参加を支援します
5　地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します

施策の方向性、施策内容を一部見直し

基本理念

障害のある人が、その生涯にわたって、個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。

基本方針

【基本方針１ 】
✓ ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。

【 基本方針２】
✓ 主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます。

【基本方針３】 見直し
✓ 地域で安心して快適に、健康であると実感しながら暮らすことができるまちづくりを進めます。

施策の方向性

（１）相談支援・ネットワーク
✓ より相談しやすい窓口の整備と相談機関相互のネットワーク化を進めます。

（２）生活支援
✓ ライフステージごとに、必要な支援を受けられる体制を整備します。

（３）教育・育成
✓ 必要な時期に必要な療育を受けられるよう早期発見・早期療育体制を整備します。

（１）雇用・就業 見直し
✓ 障害の特性に合わせた雇用の場の拡大や、適切な就労支援、障害者施設等への優先調達等を進めます。

（２）余暇活動・生涯学習活動
✓ 障害のある人もない人も共に楽しむ様々な余暇活動等の機会を拡大します。

（１）広報・啓発
✓ 障害や障害のある人への理解を深めるための取組を進めます。

（２）生活環境
✓ バリアフリー環境の整備を進めるとともにグループホーム等の整備を進めます。

（３）保健・医療
✓ 障害のある人のニーズを踏まえ、保健・医療分野と福祉の連携を進めます。

（４）情報・コミュニケーション
✓ 必要な情報が確実に当事者に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を進めます。

２　後半５年間の計画の基本理念と基本方針

後半５年間の「西東京市障害者基本計画」は、前半５年間の計画の進捗状況や「西東京市地域自立支援協議会　計画改定作業部会」における検討状況、また国が示す「地域包括ケアシステムの構築」及び、西東京市が掲げる「『健康』応援都市の実現」といった政策を計画全般に反映させていきます。

西東京市では「健康」の概念を広くとらえ、市民一人ひとりのこころやからだの健康はもとより、生活環境も健康水準を向上させるための要素と捉え、「健康」応援都市の実現をめざします。

後半５年間の計画の基本理念と基本方針は、前半５年間の計画で掲げた基本理念と基本方針を基に、こうした考え方を踏まえ、以下の通り設定します。

◆ 後半5年間の計画の基本理念と3つの基本方針 ◆

３　後半５年間の計画の重点推進項目

前半５年間における各施策の進捗状況や、平成 29 年度に実施したアンケート調査、ヒアリング調査の結果、平成 30 年度に開催した「西東京市地域自立支援協議会　計画改定作業部会」における検討等を踏まえ、次の５つの項目を重点推進項目として設定しました。

今後、後半５年間の計画期間である平成 31 年度から平成 35 年度の５年間において、重点的に関連施策を推進していきます。

重点推進項目１

障害のある子どもや家族への支援を充実します

これまでに推進してきた、「早期発見・早期療育」を中心とした、障害のある子どもへの各種支援に引き続き取り組みます。

加えて、保護者・家族への支援について、より重点的に取り組みます。特に、医療的ケアが必要な障害児について、その在宅生活においては、必要な福祉サービスが受けにくいことや、医療、福祉、教育等の関係機関との連携が決して十分ではないこと等から家庭に大きな負担がかかっていることから、保護者や家族がレスパイト（休息や小休止）を行えるよう環境を整えていきます。

また、発達障害の可能性が考えられる児童については、保護者が相談機関の利用に消極的になってしまうこと等により、支援につながりにくい状況も一部、見受けられます。保護者が悩みを抱え込んでしまわないように、東京都発達障害者支援センター・ＴＯＳＣＡと連携し、ペアレントメンターの活動や、ペアレントトレーニング等を充実させることで、保護者を支援していきます。

関連施策

- ○ 知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置　【1-(2)-1】
  → 51 ページ参照
- ○ 就労援助事
- ○ 就労機会の
- ○ 授産製品の
- ○ 障害者施設
  63 ページ参照
- ○ 就労継続支援Ａ型事業所や就労移行支援事業所の誘致　【2-(1)-9】
  → 63 ページ参照

今後、検討・追記します
（第 5 回計画改定作業部会時にお示しします。）

重点推進項目２

障害や障害のある人を理解し、「共生社会」の実現を目指します

障害のある人もない人も、学校、職場、地域の中で共に交流し、支え合う、「共生社会」の実現を目指します。誰もが安全安心に暮らしていけるように、日常生活や様々な機会を通じて、障害や障害のある人への理解、啓発に力を入れていきます。

これまでに実施してきた、市独自の普及啓発の取組である障害者サポーター養成講座や、市民まつり、障害者週間イベント等における啓発活動、公立学校在籍生徒へのヘルプマーク周知等を引き続き実施していくとともに、障害福祉サービス事業所や障害者支援団体と連携し、行事や催しにおけるボランティア体験等の取組の推進や、障害者や障害への理解促進につながる取組を一体となり行っていきます。

このほか、近年、認知が進んでいるものの比較的新しい考え方である、「大人の発達障害」について、認識や理解を広め、学校や職場等、日常生活において生きづらさを感じつつ過ごしている人を少しでも少なくしていくよう努めていきます。

理解や啓発に向けた具体の方策としては、これまでに実施してきた取組に加え、より小規模の、地域に根差した交流の場を設けることや、学校教育と連携した上で、小中学校等での講座や理解に向けた取組の実施を検討するなど、障害や障害者に対する理解を今まで以上に広めていくために、継続的な取組を行っていきます。

また、障害の有無に関わらず、子どもがともに成長できるよう、市の子育て支援施策とも連携し、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。障害に対する理解や啓発においては、幼少期における体験も重要であることから、障害のある子どもと障害のない子どもの交流の活発化も目指します。

関連施策

- ○ 知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置　【1-(2)-1】
  → 51 ページ参照
- ○ 就労援助事
- ○ 就労機会の
- ○ 授産製品の
- ○ 障害者施設
  63 ページ参照
- ○ 就労継続支援Ａ型事業所や就労移行支援事業所の誘致　【2-(1)-9】
  → 63 ページ参照

今後、検討・追記します
（第５回計画改定作業部会時にお示しします。）

重点推進項目３

相談支援体制を充実します

引き続き各相談支援機関の認知・浸透を図り、支援を必要とする人が適切な相談支援機関を確保できるよう、努めていきます。加えて、ワンストップ型の相談窓口機能の充実等、地域における相談支援体制の底上げを図ります。

西東京市では、「基幹相談支援センター」（障害福祉課）とともに、「相談支援センター・えぽっく」をワンストップ型の相談窓口として位置づけてきました。「えぽっく」については、今後の基幹相談支援センター化を見据え、困難事例への対応等により、基幹相談支援センターとしての対応手法等の実践を通じ、相談支援体制の底上げを図ります。

地域活動支援センターでは、各種申請等の手続支援、障害サービスの案内、作業所や日中居所の相談、日常生活のフォロー、サービス調整等、一般相談、同行支援、訪問支援の充実を、人的配置の課題を整理しながら検討します。

また、個別の相談内容に対する対応力の強化に向け、相談員のスキルアップに加え、地域全体の社会資源を広く充実させていきます。

関連施策

○ 知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置　【1-(2)-1】
→ 51 ページ参照

○ 就労援助事

○ 就労機会の

○ 授産製品の

今後、検討・追記します
（第 5 回計画改定作業部会時にお示しします。）

○ 障害者施設
63 ページ参照

○ 就労継続支援Ａ型事業所や就労移行支援事業所の誘致　【2-(1)-9】
→ 63 ページ参照

重点推進項目４

障害のある人の社会参加を支援します

就労の他、日中活動への参加といった、更なる社会参加を支援していくとともに、障害のある人が、それぞれの知識・スキルを活かして、地域の中で活躍できるまちをめざします。

就労に関する支援は、一般就労の拡大に向けた支援と共に、障害者就労施設における工賃の向上等引き続き取り組みます。

一般就労の拡大に向けては、福祉的就労から一般就労への移行の促進、一般就労後の職場定着が課題となっています。一般就労への移行・定着の促進のため、ジョブコーチが職場に訪問することの他、新たな障害福祉サービスである「就労定着支援」を展開する事業者との連携による、安定して働くための定期的なフォローアップ等に取り組みます。

また、障害者雇用に意欲のある民間企業との連携により、障害者の能力を考慮した、多様な働き方・勤務形態の雇用の確保に取り組みます。

就労に限らず、日中活動への参加については、今後も文化・芸術・スポーツ等の活動や生涯学習、余暇活動に対する支援を継続していきます。この中で、スポーツに関しては、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた障害者スポーツの振興の視点だけでなく、スポーツを通じた共生社会の実現に向けて、スポーツ活動への支援の充実など、地域で障害のある人が活躍できる機会・場づくりの推進を図っていきます。

関連施策

○ 知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置　【1-(2)-1】
→ 51 ページ参照

○ 就労援助事

○ 就労機会の

○ 授産製品の

今後、検討・追記します
（第 5 回計画改定作業部会時にお示しします。）

○ 障害者施設 63 ページ参照

○ 就労継続支援Ａ型事業所や就労移行支援事業所の誘致　【2-(1)-9】
→ 63 ページ参照

重点推進項目５

地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します

障害のある方が住み慣れた地域で、いつまでも心身共に健康で、安心して暮らし続けていくためには、まず住まいの確保は最重要であるとの考え方に基づき、また、親亡き後を見据えた居住の場の整備などの観点からも、今後も引き続きグループホームの設置、開設に向けた取組を進めていきます。

加えて、障害者が安心して暮らせる地域やまちづくりの実現には、出発点として、重点推進項目の２でも掲げている「障害や障害者への理解の推進・深化」が重要です。その上で、居住の場の確保・充実や、災害対策の更なる充実に向けて引き続き取り組みます。

このほか、障害者が安全に、安心して生活できる住環境や、移動しやすい環境を整備し、利用しやすさに配慮した施設等を普及促進することで、障害者の生活環境における社会的障壁を取り除き、地域における、施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさといった、様々な分野における「アクセシビリティ」を高めていきます。

関連施策

○ 知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置　【1-(2)-1】
→ 51 ページ参照

○ 就労援助事

○ 就労機会の

○ 授産製品の

○ 障害者施設 63 ページ参照

今後、検討・追記します
（第 5 回計画改定作業部会時にお示しします。）

○ 就労継続支援Ａ型事業所や就労移行支援事業所の誘致　【2-(1)-9】
→ 63 ページ参照

第４章　施策の展開

第５回計画改定作業部会においてお示しします。
（現行計画書の P44～P81 に該当する内容であり、同じような示し方を想定しています。）

第５章　障害者基本計画の着実な推進に向けて

第６回計画改定作業部会においてお示しします。
（現行計画書の P82～P83 に該当する内容であり、同じような示し方を想定しています。）

第６章　障害福祉に関するデータ・調査結果等

第５回～第６回計画改定作業部会においてお示しします。
（現行計画書の P5～P23 に該当する内容であり、同じような示し方を想定しています。）

１　障害者数等

２　市内の障害者関連施設等

３　アンケート調査結果

４　ヒアリング調査結果

第７章　資料編

第５回計画改定作業部会以降においてお示しします。
（現行計画書の P84～P94 に該当する内容であり、同じような示し方を想定しています。）

１　用語集

２　西東京市地域自立支援協議会　計画改定作業部会等開催経過

３　西東京市地域自立支援協議会計画改定作業部会　委員名簿

４　西東京市地域自立支援協議会（第５期）　委員名簿